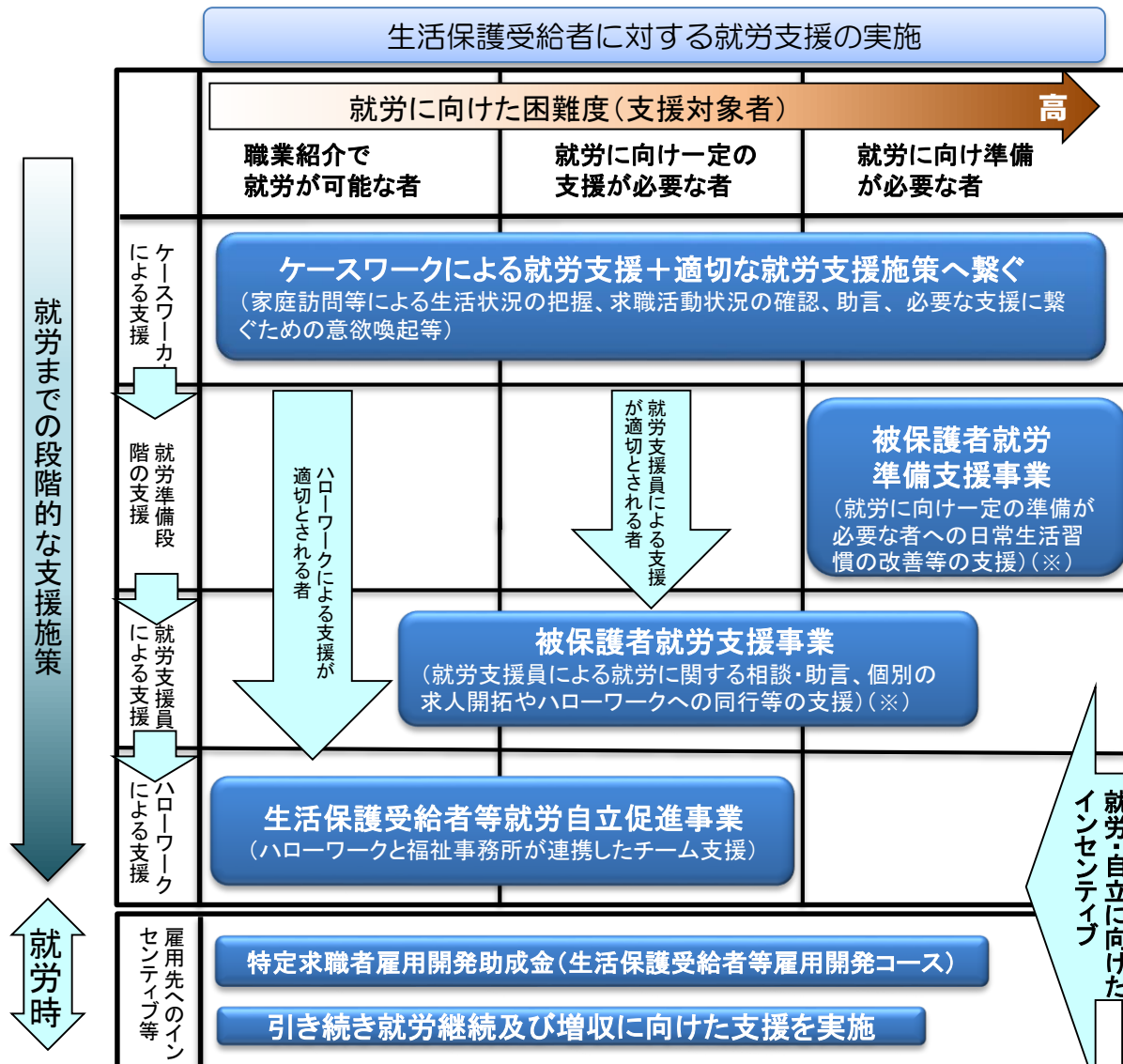


就労支援・自立支援について

生活保護受給者に対する就労支援施策について



※就労体験等の場として認定就労訓練事業も利用可能

【参考】就労支援事業の参加状況 (R元年度)

事業対象者	参加者	参加率
187,071人	97,506人	52.1%
	就労増収者	就労増収率
	39,397人	40.4%

- ・改革工程表KPI (達成時期: 2021年度まで)
事業に参加可能な者の参加率 65%
事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

【内訳】※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

- 生活保護受給者等就労自立促進事業
(参加者) 53,354人
(就労増収者) 33,299人 (62.4%)
- 被保護者就労支援事業
(参加者) 67,485人
(就労増収者) 22,925人 (34.0%)
- 被保護者就労準備支援事業
(参加者) 6,702人
(就労増収者) 1,211人 (18.1%)
- その他自治体の独自事業
(参加者) 3,648人
(就労増収者) 1,093人 (30.0%)

就労・自立インセンティブの強化

就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】
(上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】
(最低控除額 15,000円)

就労活動促進費

【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】
(月5,000円 原則6ヶ月以内)

被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

概 要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労支援に関する問題について、福祉事務所に配置された就労支援員が被保護者の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。法第55条の7に基づく必須事業。（平成27年4月施行）
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4 令和3年度予算額：64.1億円
- 就労支援員の配置状況：2,941名（令和3年3月現在）（配置目安はその他世帯120世帯に対して1名）
- 直営実施：82.8% 委託実施：12.3% 直営＋委託5.0%（令和3年3月現在）

事業内容

<就労支援>

- 相談、助言
被保護者の就労に関する相談・助言
- 求職活動への支援
履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言
- 求職活動への同行
ハローワーク等での求職活動、企業面接などに同行
- 連絡調整
ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整
- 個別求人開拓
本人希望等を踏まえた個別の求人開拓
- 定着支援
就労後のフォローアップの実施

<就労支援連携体制の構築>

○被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築

（求人開拓等）

地域の情報（福祉ニーズ、地域課題等）の集約、新たな就労（個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所）の場の発掘を実施

（連携機関）

福祉事務所・相談支援事業所（就労支援員）、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

中間就労

就労体験

<稼働能力判定会議等の開催>

○稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

第五十五条の七 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。

事業の流れ（イメージ）

アセスメント

個別シートの作成・見直し

自立阻害要因の把握

対象者の選定

支援方針の決定

説明と同意

具体的支援

支援状況の確認

支援終了

被保護者就労準備支援事業について

概要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。（平成27年4月9日社援保発0409第1号「被保護者就労準備支援事業（一般事業）の実施について」に基づく任意事業）
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 令和3年度予算額：29.1億円
- 実施自治体数：319自治体（令和2年度実績）

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の（１）～（３）の支援を計画的かつ一貫して実施する。

（１）日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

（２）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

（３）就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

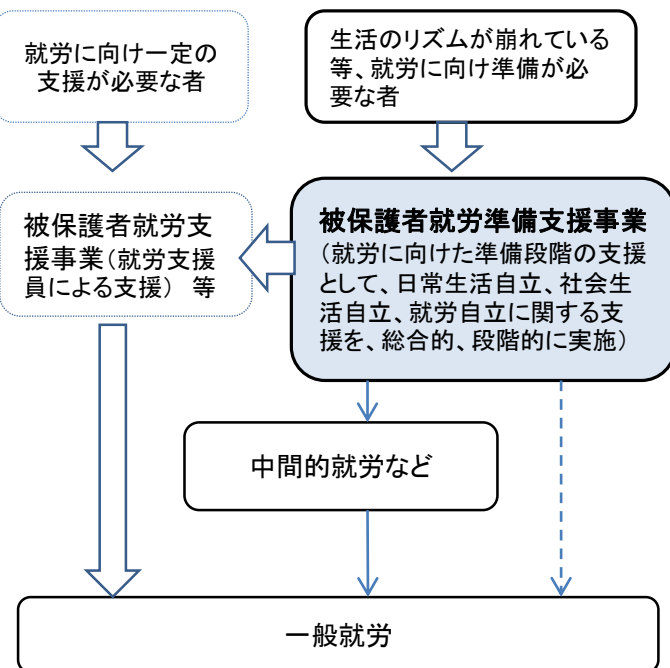
<就農訓練事業>（平成28年4月より開始）

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

<福祉専門職との連携支援事業>（平成29年4月より開始）

- 障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った福祉専門職の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用する。

支援の流れ（イメージ）



状態像に合わせた支援メニューの例

・ワークショップ ・セミナー ・グループワーク ・職場見学 ・就労体験 ・模擬面接 ・ボランティア活動への参加 等

（生活・健康講座）



（農作業体験）



（封入作業）



（PC講座）



（就職面接等の講座）



生活保護受給者等就労自立促進事業

令和3年度予算額 83（82）億円

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口を設置するほか、福祉事務所や自立相談支援機関への巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を推進。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響等により増加が見込まれる生活困窮者に対する就労支援を強化。

地方公共団体 (福祉事務所等)

支援対象者
生活保護受給者
児童扶養手当受給者
生活困窮者 等

地方公共団体等関係機関と
協議会の設置及び協定の締結

○協定締結数 1,732（全市町村数1,741）
※ 締結率99%、未締結は東京都小笠原村など島嶼のみ。

都道府県労働局 ハローワーク

ワンストップ型の 就労支援体制の整備

常設窓口
212か所
(令和3年4月末現在)



毎日開設

巡回相談
843か所
(令和元年度実績)



毎週〇曜

就労支援メニュー

- ・担当者制による支援（キャリアコンサルティング、履歴書作成支援、面接指導、職業紹介等）
- ・職業準備プログラムの実施（職業準備セミナー、グループワーク等）
- ・トライアル雇用の活用
- ・公共職業訓練・求職者支援訓練等の活用

等

支援の流れ

①

地方公共団体から
ハローワークへ
就労支援を要請

②

関係機関による就労
支援チームを設置し、
支援プランを作成

③

支援プランに基づく
各種支援を実施

就職・職場への定着

就労による自立

- ・雇入れ助成金の活用
- ・事業所訪問等による対象者や事業主に対する職場定着支援

生活保護受給者に対する就労支援の状況(令和元年度実績)

- 生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数繋がる等の成果が見られる。

	事業参加者数 (実人数)	就労・増収者数 (実人数)	
令和元年度就労支援促進計画実績評価全国合計値	97,506人	就労・増収者数 39,397人 (40.4%)	(うち廃止者数) 6,493人 (6.7%)

※ 廃止者数は、就労・増収者数の内数。

(参考)各事業の参加者数 ※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

	事業概要	事業参加者数 (延べ数)	就労・増収者数 (延べ数)	保護費削減額 (事業費ベース)
①生活保護受給者等就労自立 促進事業 ※ 【事業費実績：約73億円】 ※事業の対象は、生活保護受給者の他、児童扶養手当受給者、生活困窮者等を含む。この事業による就職者のうち、生活保護受給者の占める割合は約49%	福祉事務所とハローワーク等の間で協定を締結し、就職支援ナビゲーターによる支援を中心に各種就労支援を実施する。	53,354人	33,299人 (62.4%)	約96.9億円 ※ 保護費削減効果は継続的であることから、満年度ベースではこの額を上回ると見込まれる。
②被保護者就労支援事業 【事業費実績：約67億円】	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方指導などによる就労支援を実施する。	67,485人	22,925人 (34.0%)	
③被保護者就労準備支援事業 【事業費実績：約19億円】	一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。	6,702人	1,211人 (18.1%)	
④その他①～③以外で就労に関する取組を行っているもの	上記の他、各自治体独自の就労支援を行う。	3,648人	1,093人 (30.0%)	

※ ①の「事業参加者数」、「就労・増収者数」は職業安定局調べ。②③④は社会・援護局調べ(就労支援等の状況調査令和元年度実績)

※ 保護費削減額は、就労支援事業等参加者が、保護廃止や増収に至った場合に、当該年度において支給される予定であった保護費から、保護廃止や増収によって減額された保護費の年間総額を合算したもの。

1 生活保護受給者に対する就労支援の状況(令和元年度実績)

○ 生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数繋がる等の成果が見られる。

	事業参加者数 (実人数)	就労・増収者数 (実人数)	
令和元年度 就労支援促進計画実績評価 全国合計値	97,506人	就労・増収者数 39,397人 (40.4%)	(うち廃止者数) 6,493人 (6.7%)

※ 平成30年度就労支援促進計画実績評価

※廃止者数は、
就労・増収者数の内数。

(参考)各事業の参加者数 ※ 重複して支援を受けているものも含めて計上

	事業概要	事業参加者数 (延べ数)	就労・増収者数 (延べ数)
①生活保護受給者等就労自立 促進事業 ※ ※事業の対象は、生活保護受給者の他、児童扶養手当受給者、生活困窮者等を含む。この事業による就職者のうち、生活保護受給者の占める割合は約49%	福祉事務所とハローワーク等の間で協定を締結し、就職支援ナビゲーターによる支援を中心に各種就労支援を実施する。	53,354人	33,299人 (62.4%)
②被保護者就労支援事業	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方指導などによる就労支援を実施する。	67,485人	22,925人 (34.0%)
③被保護者就労準備支援事業	一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。	6,702人	1,211人 (18.1%)
④その他①～③以外で就労に関する 取組を行っているもの	上記の他、各自治体独自の就労支援を行う。	3,648人	1,093人 (30.0%)

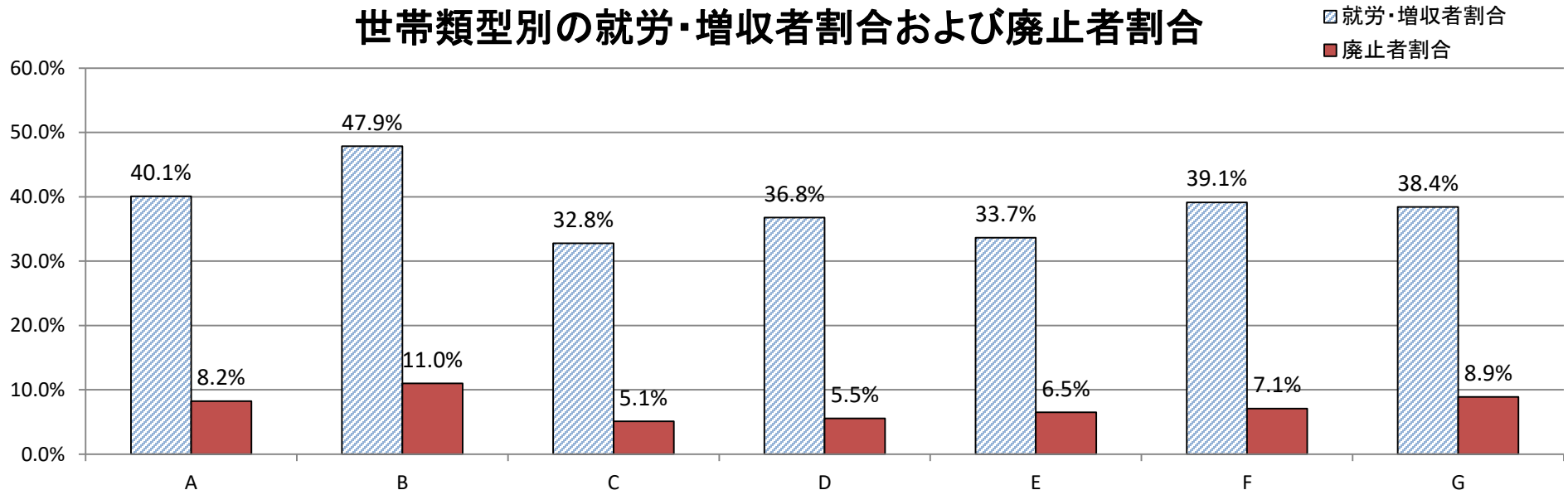
※ ①の「事業参加者数」、「就労・増収者数」は職業安定局調べ。②③④は社会・援護局調べ(就労支援等の状況調査令和元年度実績)

就労支援の状況(世帯類型別)

- 対象者の約6割はその他の世帯に属する稼働年齢層にある者。
- 事業に参加した母子世帯の母は、約半数が就労・増収に結びついている。

	その他の世帯に属する 18歳以上65歳未満の者 A	母子世帯の母 B	傷病世帯の 世帯主 C	障害・傷病世帯に属 する18歳以上65歳未 満の者 D	障害世帯の 世帯主 E	高齢者 F	その他 G	合計
事業参加者数（構成割合）	62,039 (62.8%)	13,086 (13.2%)	9,213 (9.3%)	4,307 (4.4%)	4,374 (4.4%)	3,053 (3.1%)	2,743 (2.8%)	98,815 (100%)
うち就労・増収者数 （廃止者含む）	24,869	6,262	3,018	1,583	1,472	1,195	1,054	39,453
うち廃止者数	5,118	1,440	469	239	284	216	244	8,010

世帯類型別の就労・増収者割合および廃止者割合



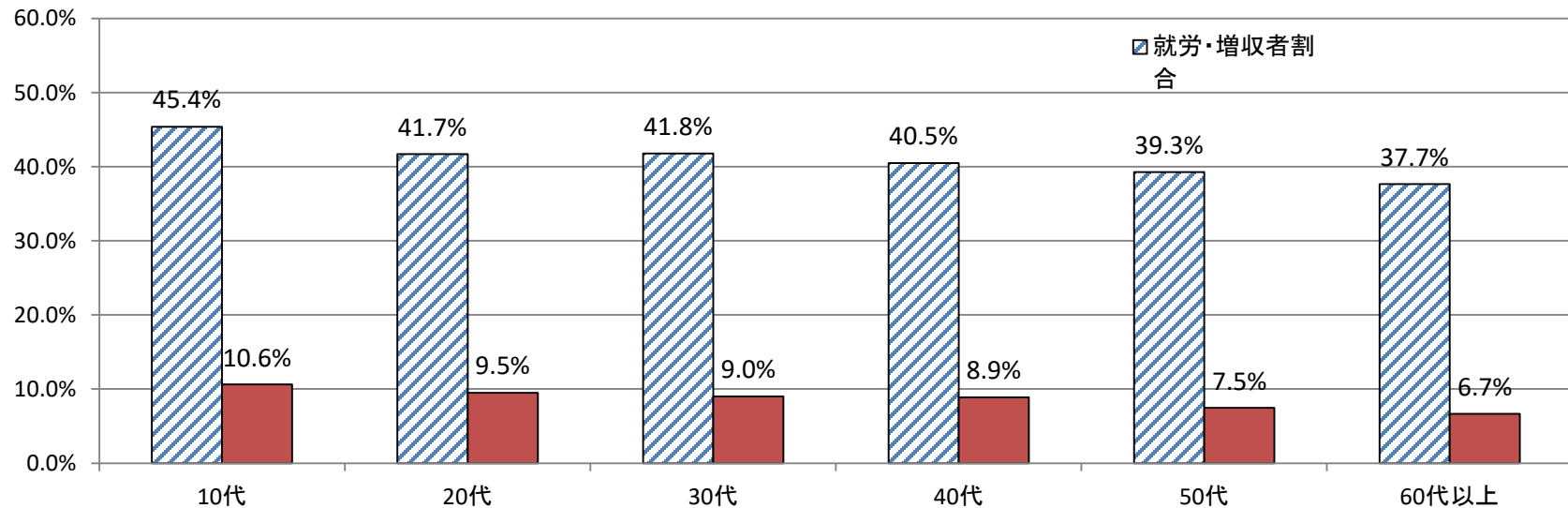
就労支援等の状況調査（令和元年度速値）

就労支援の状況（年齢別）

- 対象者の7割以上が40代以上。50代以上でも5割を超えている。
- 若年者である方が、就労・増収者割合ならびに廃止者割合が高い傾向にある。

		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
事業参加者数（構成割合）		1,917 (1.9%)	8,539 (8.6%)	12,881 (13.0%)	24,329 (24.6%)	32,954 (33.4%)	18,195 (18.4%)	98,815 (100%)
	うち就労・増収者数 （廃止者含む）	869	3,563	5,381	9,848	12,942	6,850	39,453
	うち廃止者数	203	812	1,160	2,165	2,457	1,213	8,010

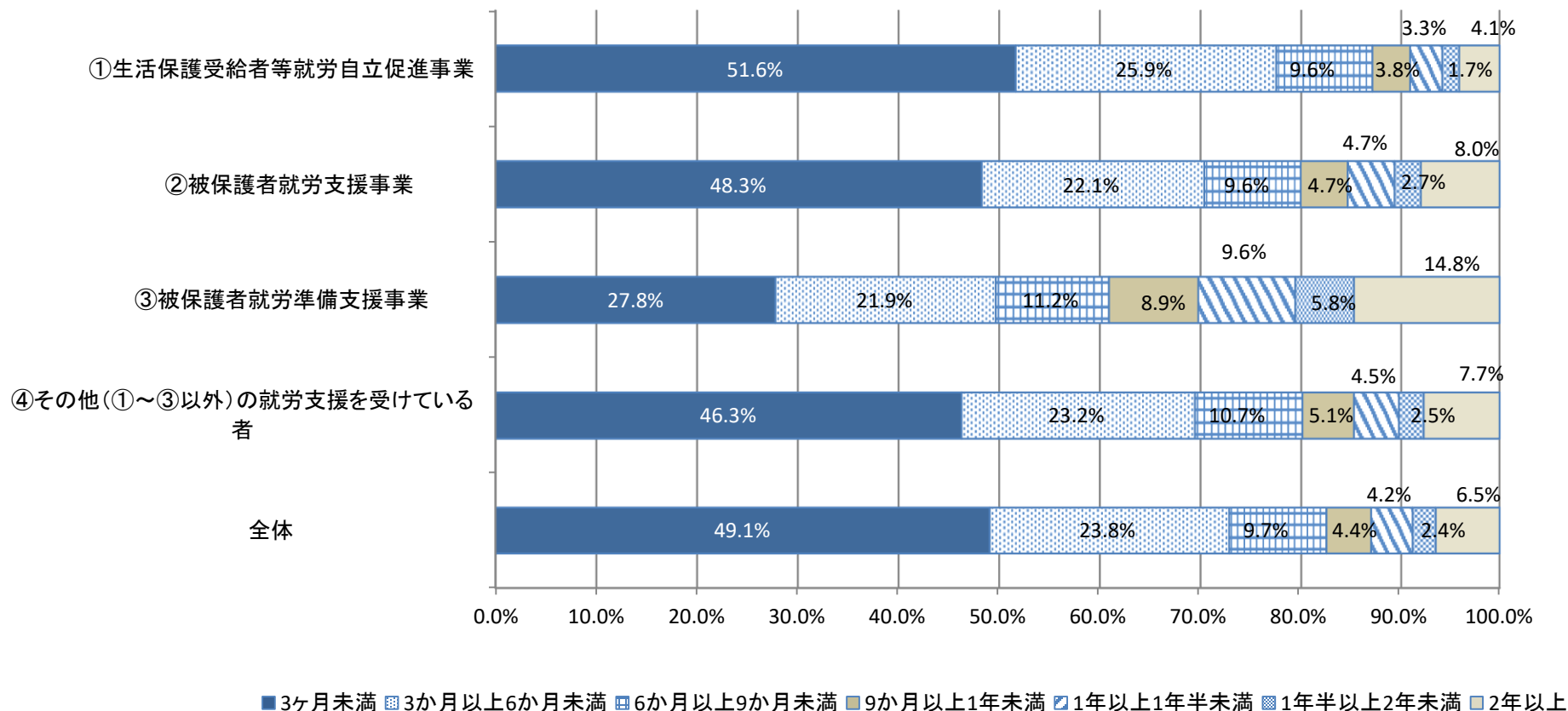
年齢別の就労・増収者割合および廃止者割合



2-4 就労支援開始から就労開始までの期間

- 就労・増収者のうち、約7割が支援開始から6ヶ月未満で就労開始となっている。
- 就労開始まで1年以上かかる者の割合が、全体では13.1%だが、被保護者就労準備支援事業では30.2%と約2倍となっている。

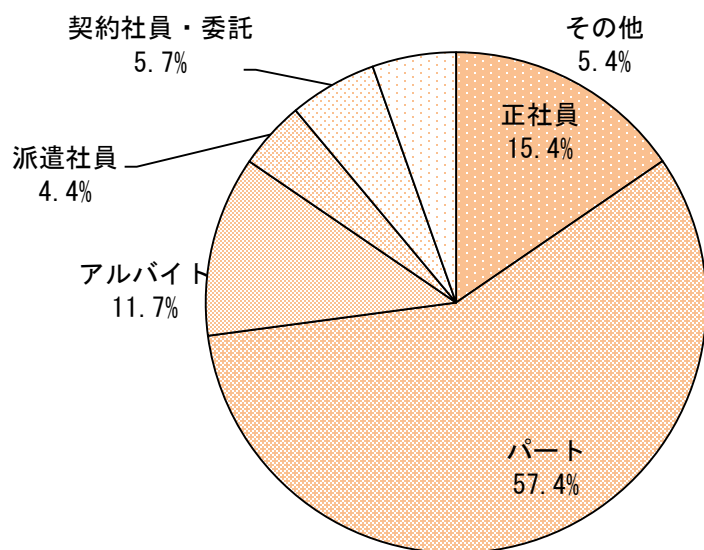
就労支援開始から就労開始までの期間



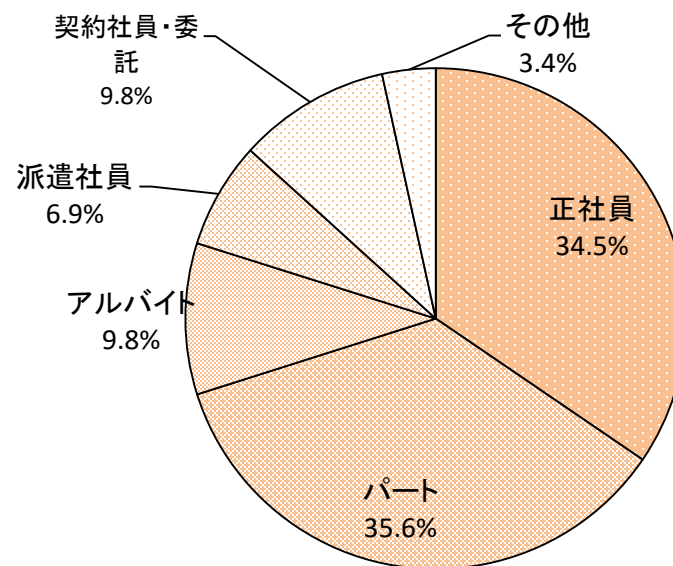
就労支援の実績(雇用形態)

- 就労・増収者の雇用形態は、正社員が15.4%、その他非正規雇用ではパートが57.4%と最も高い。
- 廃止となった者の雇用形態は、正社員が34.5%、その他非正規雇用ではパートが35.6%と高い割合を占める。

就労・増収者の雇用形態別割合



廃止者の雇用形態別割合



就労支援事業等におけるKPIの設定について

就労支援事業等におけるKPIを平成30年度に一部見直し。

○就労支援事業等の参加率2018年度(平成30年度)までに60%

→就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率2021年度(令和3年度)までに65%

※ 参加率を算出する分母である事業対象者のうち、就労支援事業に参加する余地のない者(稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者、保護廃止となった者)が含まれていたため、それらの者を分母から除去。

※ 平成28年度実績について、就労支援事業に参加余地のない者を分母から除くと、参加率は56.8。全国平均参加率(56.8%)以下の自治体が、56.8%を達成した(かつ、平均以上自治体は現状維持)場合、全国平均が約67%となるため。

○就労支援事業等の参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合は、2018年度までに50%

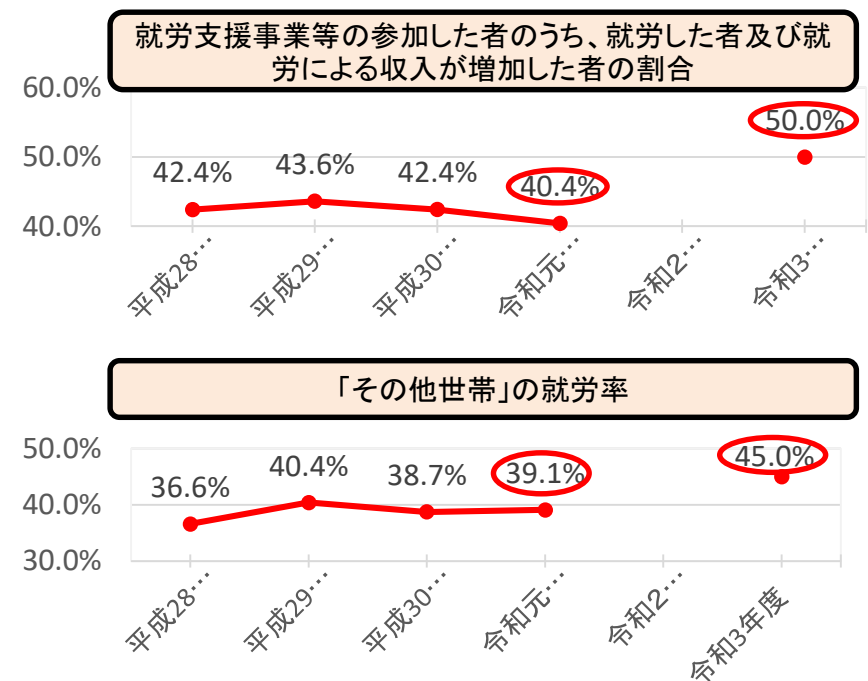
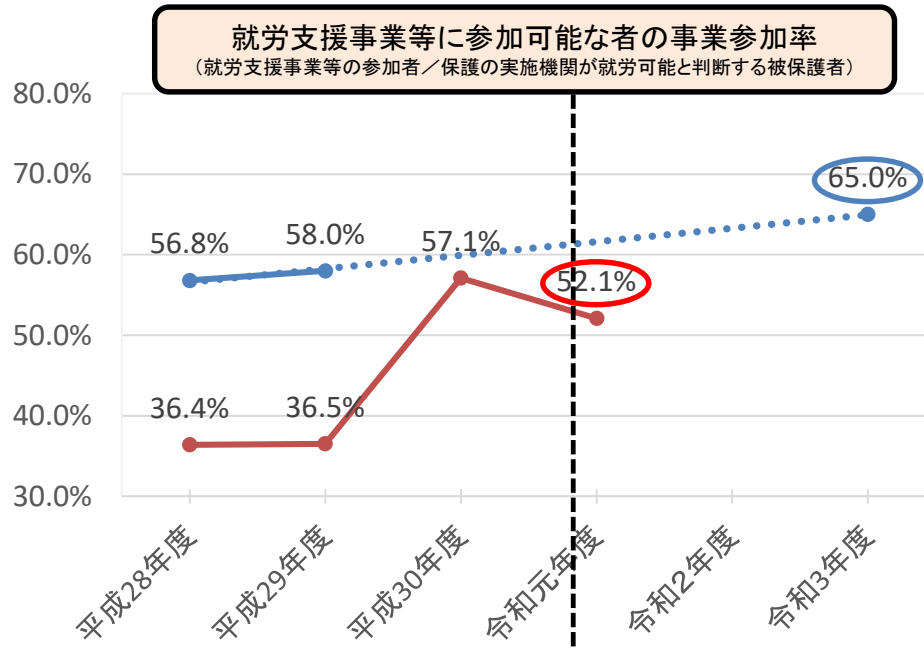
→目標値を維持。2021年度までに50%

※ 平成27年度実績から5%伸ばす目標であったが、平成28年度に実績が下がったことを踏まえ、目標は現状維持

○「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)2018年度までに45%

→目標値を維持。2021年度までに45%

※ 世界金融危機前(平成20年度の「その他世帯」就労率43.9%)と同じ水準を目標



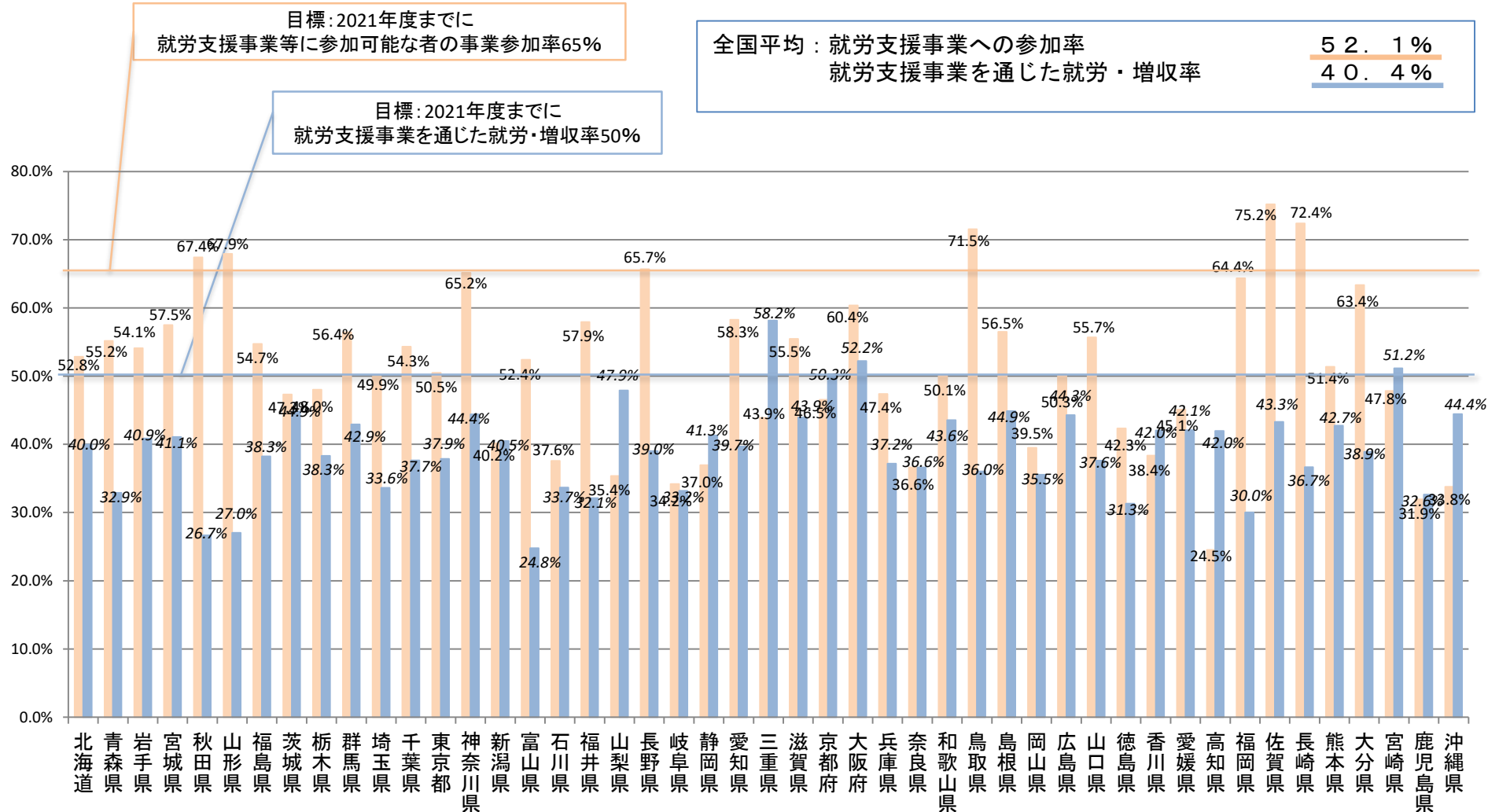
出典 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

新経済・財政再生計画 改革工程表2018〔第17回経済財政諮問会議決定(平成30年12月20日)〕

	取組事項/措置内容	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1 階層	第2 階層
再生計画の改革工程表の全44項目の着実な推進	④ 就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進。 《厚生労働省》				○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2021年度までに50%】 ○「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2021年度までに45%】 ○就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】 ○就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の自治体ごとの状況【見える化】 ○「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】
	④ 生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底、生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等により、医療扶助の適正化を推進。頻回受診者に対する窓口負担について、頻回受診対策に向けた更なる取組の必要性、最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討する。 生活保護受給者に対する健康管理支援の実施等に向けた必要な措置を講ずる。 生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。 《厚生労働省》			○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率【2021年度までに65%】 ○就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率の自治体ごとの状況【見える化】 ○医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【毎年度100%】 ○頻回受診対策を実施する自治体【毎年度100%】	○生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【毎年度80%】 ○頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2021年度において2017年度比2割以上の改善】 ○生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】 ○後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】
	④ 平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し	生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進【再掲】 級地制度について、地域ごとの最低生活費を測るための適切な指標の検討を行い、速やかに抜本的な見直しを行う。【再掲】 《厚生労働省》				

就労支援事業の実施状況の地域差

- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には約51ポイントの差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には約33ポイントの差がある。



新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の創設

【要旨】

令和2年度 第三次補正予算:140億円

- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方々を対象とする生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県を中心とした取組を包括的に支援する。

【事業内容】

1. 感染症対策の徹底

- 保護施設等における衛生管理体制の確保
 - ▶ 感染症対策に要する衛生用品購入 ▶ 感染者発生時の消毒対応
 - ▶ 感染が懸念される入所者の一時的な居所確保 等

2. 生活や住まい等に関する支援の強化

- 福祉事務所や自立相談支援機関における相談支援体制の強化
- 生活困窮者自立支援の機能強化
 - ▶ 家計改善支援員による改善指導の強化
 - ▶ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援、一時的な居所確保の強化 等
- ひきこもり当事者・経験者による相談支援の推進
- 自殺相談体制、自殺予防に関する人材養成・普及啓発の強化

3. 非対面方式による支援環境の整備

- ICT等を活用した就労支援メニューの開発・機器整備
- 子どもの学習・生活支援の遠隔実施の環境整備

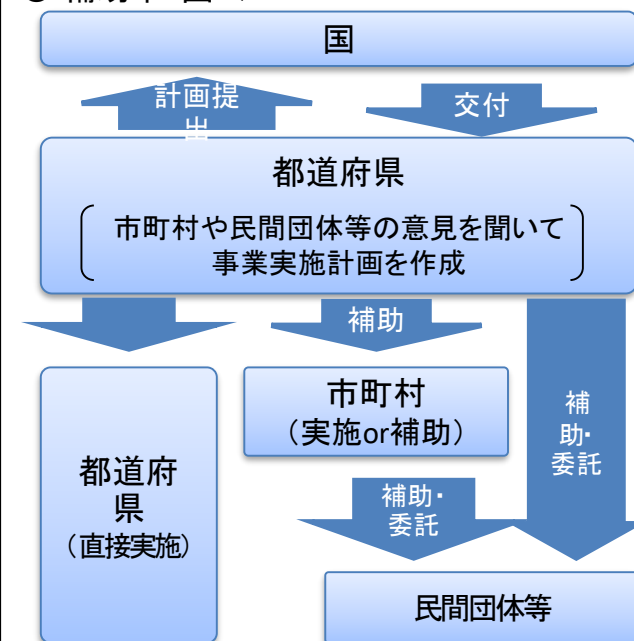
等

【事業スキーム】

- 実施主体:都道府県(交付対象者)

※事業の実施に当たっては、都道府県の直接実施に加え、都道府県から補助を受けた市町村等が実施主体となる場合がある。

- 補助率:国 3/4



保護決定等体制強化事業

令和2年度 第三次補正予算
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(140億円)の内数

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図る。

事業の必要性

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、福祉事務所には生活保護を必要とする方へ迅速かつ適正な決定を実施する責務がある。
今般の新型コロナ感染症拡大時には、生活保護を利用する者の急激な増加や雇用環境の悪化の影響により、相談、申請及び保護の決定などの件数の更なる増加も見込まれ、さらには保護決定後の就労支援等、福祉事務所が処理すべき業務量も増大することになる。
このような状況に対応するためには、福祉事務所の面接相談から保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの一連の業務を担う人員の配置を充実する必要がある。

事業内容

福祉事務所が行う以下の業務に従事する非常勤職員の雇い上げ費用に対する補助を行う。

- ・要保護者に対する面接相談業務
- ・保護の決定事務処理、就労支援等の補助業務

面接相談件数の増

保護の決定事務処理件数の増

福祉事務所(保護の実施機関)



相談員増による対応



保護決定事務処理を行う
事務員増による対応



就労支援等の補助業務を行う
事務員増による対応

迅速かつ適正な保護決定

保護決定後の就労支援等
を行う体制を強化

就労自立給付金について（生活保護法第55条の4第1項）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に就労自立給付金を支給。

制度概要

- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
- 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
- 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
- 算定方法：「最低給付額(※1)」に、「算定対象期間(※2)における各月の就労収入額(※3)に対し、その各月に応じた算定率(※4)を乗じて算定した金額」を加え、上限額といずれか低い額を支給額とする。
- 再受給までの期間：原則3年間

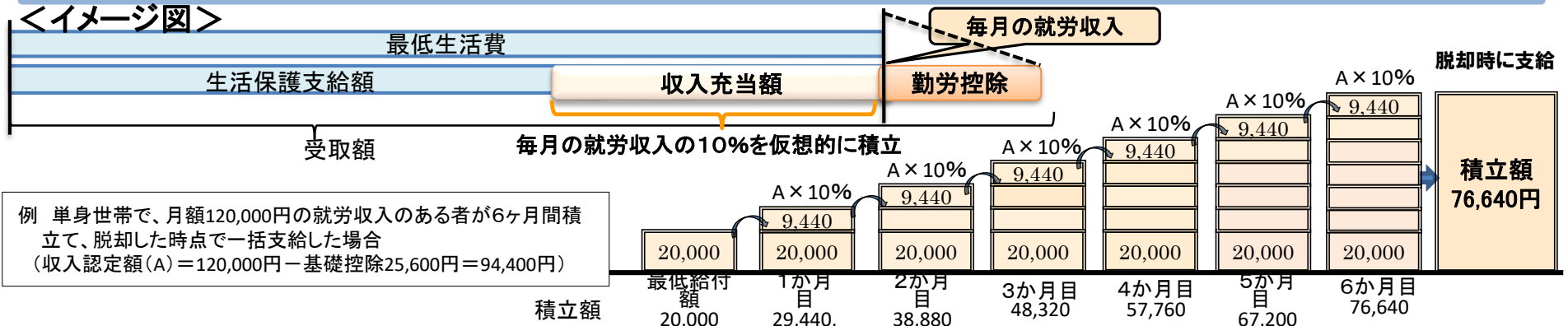
※1 単身世帯2万円、複数世帯3万円

※2 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。

※3 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額

※4 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点として10%

<イメージ図>



勤労控除の概要

勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

1. 基礎控除

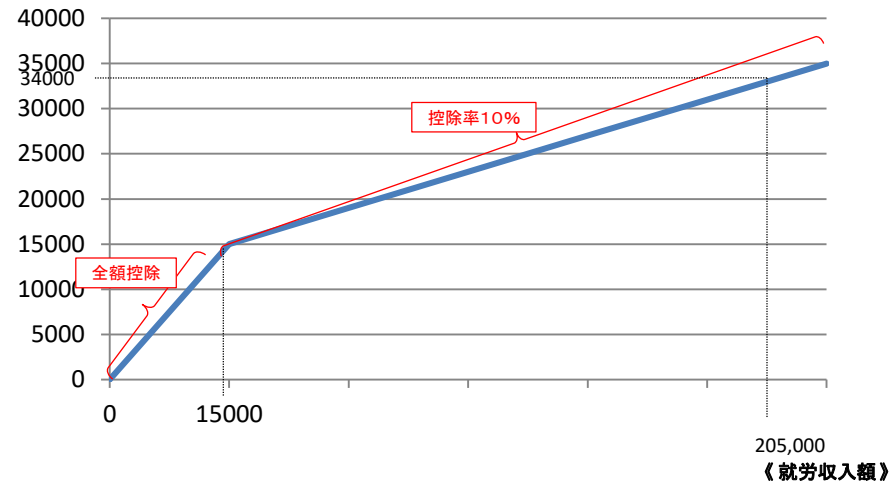
- 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。
- 控除額は、就労収入に比例して増加。

【控除額(月額)】

- ・就労収入15,000円までは全額控除。
- ・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える額の10%を合計した額が控除額となる(※)。

※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。

《控除額》



2. 新規就労控除

- 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)

【控除額(月額)】 11,700円(就労から6ヶ月間のみ)

3. 未成年者控除

- 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)

【控除額(月額)】 11,600円

令和元年度実績	適用件数	適用世帯数
基礎控除	260,786	244,017
新規就労控除	507	502
未成年者控除	13,027	12,216

出典 被保護者調査

就労活動促進費について

【趣旨】

- 自立に向けての活動は、被保護者本人が主体的に取り組むことが重要である。
- しかし、就労活動の状況に関わらず、保護費の受給額は同じであることから、就労活動のインセンティブが働かないとの指摘がある。
- このため、就労活動に必要な経費の一部を賄うことで、就労活動のインセンティブとし、早期の保護脱却を目指す。
- なお、早期脱却に向けた集中的な就労支援(※)と合わせて実施する。

※ 原則6か月の一定期間を集中的な活動期間とし、本人の納得を得て作成した計画的な取組に基づき集中的な就労支援を行う。
また、直ちに保護脱却が可能となる程度の就労が困難である場合には、低額であっても一旦就労することを基本的考えとする。

【概要】※一時扶助費として支給

- 対象者 保護の実施機関が、早期に就労による保護脱却が可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認める者
- 支給要件 ハローワークにおける求職活動(職業相談、職業紹介、求人先への応募等)等を一定程度以上行っていること
- 支給開始月 平成25年8月から実施
- 支給金額 月額5千円(支給対象期間:原則6か月以内、延長3か月、再延長3か月)

【就労活動促進費の支給実績(令和元年度)】

支給件数

625

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について【制度概要】

【通知名】 「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
＜一部改正（平成31年3月29日社援保発0329第4号）＞

基本的主旨

- 生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されている。
 - 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
 - こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。
- ※ これまで、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあった。

主な対象者

- 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。
（具体例）
 - ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
 - ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
 - ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
 - ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
 - ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を終了した者が望ましい。

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計相談支援【制度概要】

基本的主旨

- 大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合がある。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計相談支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計相談支援を実施する

主な対象者

- 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。
※高校3年生だけでなく、1年生、2年生がいる世帯についても積極的に支援の対象としている。

支援内容

- 希望する進路への進学に要する費用の相談、助言
- 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介 等